

東北生活文化大学短期大学部学則

平成 30 年 4 月 1 日 施行

第 1 章 目的及び使命

第 1 条 東北生活文化大学短期大学部（以下「本学」という。）は、三島学園建学の精神に基づいて、我が国の生活文化の向上を図るため、生活と文化に関する専門の学芸を教授研究し、実学教育によって職業又は實際生活に必要な能力を養成し、社会に貢献する実践力のある人材を育成することを目的とし、使命とする。

第 2 条 本学は、教育研究水準の向上を図り、大学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価を行うにあたっての項目の設定、実施体制等については、別に定める。

第 2 章 学科，学生定員及び修業年限

第 3 条 本学に、生活文化学科を置く。

2 生活文化学科に、次の二専攻を置く。

食物栄養学専攻

子ども生活専攻

3 生活文化学科及び専攻の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、次のとおりとする。

生活文化学科 広く教養を培い、生活文化に関する学習を通して、職業又は實際生活に必要な豊かな能力を備えた人材の育成を目的とする。

ア 食物栄養学専攻 生活文化を基礎とした教養及び基礎学力を身につけるとともに、栄養士の養成を目的とした教育課程により、食分野において貢献できる人材の育成を目的とする。

イ 子ども生活専攻 生活文化を基礎とした教養及び基礎学力を身に付けるとともに、保育に関する知識及び技能を講義・演習・実習を通して修得し、保育現場において自ら課題の解決に取り組むことができる人材の育成を目的とする。

4 生活文化学科並びに同学科に置く専攻の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

学科及び専攻課程	入学定員	収容定員
生活文化学科	100 人	200 人
食物栄養学専攻	(40 人)	(80 人)
子ども生活専攻	(60 人)	(120 人)

表中括弧を付したものは、専攻の定員で内数である。

第 4 条 本学の修業年限は、2 年とする。

2 在学年限は、4 年を越えることができない。

第3章 学年，学期，授業期間及び休業日

第5条 学年は，4月1日に始まり翌年3月31日までとする。

第6条 学年を次の2期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

第7条 本学における1年間の授業を行う期間は，定期試験等の期間を含め，35週にわたることを原則とする。

第8条 本学における休業日を次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 本学創立記念日 10月27日
- (4) 春季休業 3月10日から4月4日まで
- (5) 夏季休業 8月1日から9月18日まで
- (6) 冬季休業 12月25日から翌年1月6日まで

ただし，学長が必要と認めたときは，臨時に休業日を設け，または休業日を変更することができる。

第4章 教育課程及び履修方法等

第9条 本学において開設する授業科目及びその単位数は，別表Iのとおりとする。

第10条 本学における授業は，15週をもって1期間とする。

2 各授業科目の単位数は，1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし，授業の方法に応じ，当該授業による教育効果・授業時間外に必要な学修等を考慮して，次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については，15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする
- (2) 実験，実習及び実技については，30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。ただし，芸術等の分野における個人指導による実技の授業については，本学が定める時間の授業をもって1単位とすることがある。
- (3) 一の授業科目について，講義，演習，実験，実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については，その組み合わせに応じ，前2号に規定する基準を考慮して本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

3 前項の規定にかかわらず，卒業論文，課題研究，卒業制作等の授業科目については，これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には，これらに必要な学修等を考慮して，単位数を定めることができる。

第11条 授業は，講義，演習，実験，実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は，文部科学大臣が別に定めるところにより，多様なメディアを高度に利用し

て、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

第12条 授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画は、学生にあらかじめ明示する。

2 学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行う。

3 前項の基準は、別に定める。

第13条 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限は、別に定める。

2 所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることがある。

第14条 本学において教育上有益と認めるときは、他の短期大学又は大学との協議に基づき、学生に当該他の短期大学又は大学の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目のうち修得した単位については、30単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 前二項の規定は、学生が外国の短期大学又は大学に留学する場合に準用する。

第15条 本学において教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることができる単位数は、前条第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて、30単位を超えないものとする。

第16条 本学において教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に短期大学又は大学（外国の短期大学又は大学を含む。）において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 本学において教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前二項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転入学等の場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第14条第2項及び前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。この場合において、第14条第3項において準用する同条第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせるときは、45単位を超えないものとする。ただし、修業年限の短縮は、行わない。

第17条 学生が、職業を有している等の事情により、第4条第1項に定める修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修（以下「長期履修」という。）を認めることがある。

2 前項の規定により長期履修を認められた者（以下「長期履修学生」という。）が、その長期履修を認められた期間の延長又は短縮を願い出たときは、これを認めることがある。

- 3 前二項の規定により長期履修を認める期間は、4年以内とする。
 - 4 前三項に定めるもののほか、長期履修の取扱いについて必要な事項は、別に定める。
- 第18条 本学は、各授業科目の履修者に対し、授業科目毎に試験の上、単位を授与する。
- 第19条 授業科目の試験の成績は、S、A、B、C、Dの評語をもって評価し、評価S、A、B、Cは合格とし、Dは不合格とする。
- 2 前項の評価の区分並びに再試験及び追試験については、別に定める。

第5章 卒業及び学位

- 第20条 本学に2年以上在学し、62単位以上修得した者について、学長が卒業を認定する。
- 2 前項の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第11条2第2項の授業の方法により修得する単位数は、30単位を超えないものとする。
- 第21条 本学を卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。
- 第22条 教育職員免許状を得ようとする者は、教育職員免許法並びに同法施行規則に定める授業科目について必要な単位を別表Iにより修得しなければならない。
- 2 本学において取得できる教育職員免許状の種類は、次のとおりである。
生活文化学科 子ども生活専攻 幼稚園教諭二種免許状
- 第23条 子ども生活専攻の学生で、保育士資格を得ようとする者は、児童福祉法施行規則第6条の2第1項第3号の指定保育士養成施設の修業教科目及び単位数並びに履修方法に従い、別表Iにより修得しなければならない。
- 2 食物栄養学専攻の学生で、栄養士免許を得ようとする者は、栄養士法施行規則第8条に規定する教育課程に関する科目について必要な単位を、別表Iにより修得しなければならない。

第6章 入学、転入学、再入学、転専攻、転学、休学、復学及び退学

- 第24条 入学は、学年始めとする。ただし、再入学については、学期の始めとすることができる。
- 第25条 本学に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者とする。
- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
 - (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）
 - (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
 - (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（廃止前の大学入学資格検定規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達した者

2 入学を志願する者には、入学試験を行い、合格者を定める。

第 26 条 他の大学に在学する者で、その学長の許可を得て本学に転入学を志願するものがあるときは、選考の上、学長が転入学を許可することがある。

第 27 条 入学又は転入学を志願する者は、所定の書類に入学検定料を添えて願出しなければならない。

第 28 条 入学試験に合格した者又は転入学の選考に合格した者は、所定の期日までに所定の書類を提出するとともに、入学金、授業料及びその他の学生納付金（以下「入学金等」という。）を納入しなければならない。

2 所定の期日までに前項の書類を提出し、かつ入学金等を納入した者に、学長が入学又は転入学を許可する。

第 29 条 本学を退学した者で再入学を志願する者があるときは、選考の上、相当年次に再入学を許可することがある。

2 第 27 条並びに前条第 1 項及び第 2 項の規定は、再入学を志願する者又は再入学の選考に合格した者に準用する。

第 30 条 転専攻を志願する者があるときは、選考の上、学長が相当年次に転専攻を許可することがある。

第 31 条 他の大学へ転学しようとする者は、願出で、学長の許可を得なければならない。

第 32 条 病気その他止むを得ない事由により、3 ヶ月以上修学することができない者は、休学を願出することができる。

2 休学期間は、1 年以内とし、在学年数に算入しない。

第 33 条 休学期間が満了したときは、復学しなければならない。

2 休学期間中にその事由が止んだときは、復学を願出することができる。

第 34 条 病気その他の事由により修学が不相当と認められる者に対しては、学長が休学を命ずることがある。

2 休学期間中にその事由が止んだときは、復学を命ずる。

第 35 条 病気その他止むを得ない事由により退学しようとする者は、退学願を提出し、学長の許可を得なければならない。

第 7 章 入学検定料並びに入学金、授業料及びその他の学生納付金

第 36 条 入学検定料並びに入学金、授業料及びその他の学生納付金の額は、別表Ⅱのとおりとする。

2 授業料及びその他の学生納付金（以下「授業料等」という。）は、前期及び後期にそれぞれその年額の 2 分の 1 に相当する額を、前期にあつては 4 月末日までに、後期にあつては

10月末日までに納入しなければならない。

3 長期履修学生の授業料等の年額は、第1項の規定にかかわらず、同項に規定する授業料等の額に第4条第1項の修業年限に相当する年数を乗じて得た額を長期履修を認められた期間の年数で除した額とする。

4 長期履修学生で、第17条第2項の規定により在学期間の延長又は短縮を認められたものの授業料等の扱いについては、別に定める。

第37条 前条第1項の学生納付金のほか、学生は別に定める諸会費等を納入しなければならない。

第38条 前期又は後期中途において復学した者は、復学した月の属する当該期分の授業料等を、復学した月に納入しなければならない。

第39条 学年の途中で卒業する見込みの者は、卒業する見込みの月の属する当該期分の授業料等を納入しなければならない。

第40条 前期又は後期中途で退学し又は除籍された者の当該期分の授業料等は、徴収する。

2 停学期間中の授業料等は、徴収する。

第41条 休学を許可され又は命ぜられた者については、当該期間中の授業料等を免除する。

2 前期又は後期の途中で休学を許可され又は命ぜられた者の当該期分の授業料等は、徴収する。

第42条 納入した入学検定料、入学金及び授業料は、返還しない。ただし、一般入学試験に合格して授業料等を納付した者が、入学前年度の3月31日までに所定の書類により入学辞退を申し出た場合は、その者の申出により授業料等相当額を返還する。

第8章 賞罰及び除籍

第43条 学生で他の模範となる行為のあったときは、学長がこれを褒賞する。

第44条 学生でその本分に違背する行為のあったときは、学長がこれを懲戒する。

2 懲戒を分けて譴責、謹慎、停学及び退学とする。

3 次の各号の一に該当する者に対しては、退学を命ずることがある。

(1) 性行不良で改善の見込がないと認められる者

(2) 正当の理由がなく出席常でない者

(3) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第45条 学生で次の各号の一に該当する者は、学長がこれを除籍する。

(1) 第4条第2項又は第17条第3項に定める在学年限を越えた者

(2) 授業料等を3ヶ月以上滞納し、納入の見込がないと認められる者

第9章 職員

第46条 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及びその他の職員を置く。

第10章 教授会

第47条 本学に、教授会を置く。

2 教授会の組織、運営その他必要な事項は、別に定める。

第 11 章 科目等履修生、外国人学生、委託生及び特別聴講学生

第 48 条 本学の授業科目について履修を志願する者があるときは、学生の教育に支障のない限り、科目等履修生として履修を許可することがある。

2 科目等履修生を志願する者は、所定の書類に別表Ⅲに定める額の入学検定料を添えて願出するものとする。

3 科目等履修生は、別表Ⅲに定める額の授業料を納入しなければならない。

4 科目等履修生の単位の授与については、第 18 条の規定を準用する。

5 前各項に定めるもののほか、科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

第 49 条 外国人で、入学を志願する者があるときは、選考の上、入学を許可することがある。

2 前項の選考の方法は、別に定める。

第 50 条 国・地方公共団体又は教育機関から推薦された者で、特定の授業科目について研究する者を委託生として入学を許可することがある。

2 委託生は、別表Ⅲに定める額の研究料を納入しなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、委託生に関し必要な事項は、別に定める。

第 51 条 本学において他の短期大学又は大学（外国の短期大学又は大学を含む。）との協議に基づき、当該他短期大学等の学生に特別聴講学生として本学の授業科目を履修させることがある。

2 前項に定めるもののほか、特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

第 52 条 科目等履修生、外国人学生、委託生及び特別聴講学生には、別段の定めがない限り、この学則の規定を準用する。ただし、科目等履修生及び特別聴講学生には、第 20 条の規定は、適用しない。

第 12 章 公開講座

第 53 条 本学は、公開講座を開講することがある。

2 公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

第 13 章 図書館

第 54 条 本学に図書館を置く。

2 図書館に関する規程は、別に定める。

第 14 章 厚生保健施設

第 55 条 本学に保健室、体育館、学生集会所を置く。

2 これらに関する規程は、別に定める。

附 則

1. 本学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

2. 平成 18 年度以前に本学に入学、転入学した者の教育課程、履修方法及び授業料等は、この

規程にかかわらず、なお従前のおりとする。

附 則

この学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 20 年度以前に入学した者の授業科目、単位数、履修方法等については、改正後の別表 I の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 12 条の 2 第 1 項の規定は、平成 22 年度に入学する者から適用する。
- 3 平成 22 年度以後に転入学又は再入学する者の改正後の第 12 条の 2 第 1 項の規定の適用は、転入学又は再入学を許可された年次に在学する者の例による。
- 4 平成 21 年度以前に入学した者の授業科目、単位数、履修方法等については、改正後の別表 I の 1 及び 2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 22 年度以前に入学した者の授業科目、単位数、履修方法等については、改正後の別表 I の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 23 年度以前に入学した者の授業科目、単位数、履修方法等については、改正後の別表 I の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 生活文化学科の生活学専攻は、改正後の第 3 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 24 年 3 月 31 日に該当専攻に在学する者（以下「在学者」という。）が当該専攻に在学しなくなるまでの間存続するものとし、在学者の授業科目、単位数、履修方法等並びに授業料については、別表第 I 及び別表第 II の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 25 年度以前に入学した者の授業科目、単位数、履修方法等については、改正後の別表 I の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行し、改正後の第 17 条第 1 項から第 3 項までの規定は、平成 27 年度に入学する者から適用する。
- 2 平成 26 年度以前に入学した者の授業科目、単位数、履修方法等については、改正後の別表 I (3)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行から適用する。
- 2 平成 28 年度以前に入学した者の授業科目、単位数、履修方法等については、改正後の別表 I (1), (2), (3), (4)及び 2, 3 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行から適用する。
- 2 平成 28 年度以前に入学した者の授業科目、単位数、履修方法等については、改正後の別表 I (1), (2), (3), (4)及び 2, 3 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別 表 I

1. 生活文化学科に関する科目

(1) 生活文化学科教養科目

科 目		単位数		備 考
		必修	選択	
然人と 科学自	生 物 と 生 命 倫 理		2	
	地 球 環 境 学		2	
生活と 社会	消 費 生 活 と 経 済		2	
	社 会 学		2	
	日 本 国 憲 法	2		
人 と 文 化	文 化 史		2	
	心 理 学		2	
	健 康 管 理 学		2	
	健 康 ス ポ ー ツ I		1	保育(必)・幼免(必)
	健 康 ス ポ ー ツ II		1	保育(必)・幼免(必)
情報・ 言語コ ミュニ ケーション	日 本 語 基 礎		2	
	国 語 表 現 法		2	
	英 語 I		1	保育(必)・幼免(必)
	英 語 II		1	保育(必)・幼免(必)
	情 報 処 理 I		1	幼免(必)
	情 報 処 理 II		1	幼免(必)
キ ャ リ ア 形 成	ス タ デ ィ ス キ ル ズ	1		
	キ ャ リ ア ア ッ プ セ ミ ナ ー		1	
	キ ャ リ ア サ ポ ー ト セ ミ ナ ー I		1	
	キ ャ リ ア サ ポ ー ト セ ミ ナ ー II		1	
合 計		3	27	

(注1) 保育士の資格を得ようとする場合は、備考欄の「保育(必)」とある授業科目の全部を履修し、当該科目の単位数を含め、12単位以上修得すること。

(注2) 幼稚園免許を得ようとする場合は、備考欄に「幼免(必)」とある授業科目を修得すること。(4)において同じ。

(2) 生活文化学科基幹科目

科 目		単位数		備 考
		必修	選択	
生 活 文 化 概 論		2		
生 活 文 化 各 論			2	
合 計		2	2	

(3) 食物栄養学専攻専攻科目

科 目		単位数		備 考	
		必修	選択		
専門基礎科目	健康づくりとレクリエーション		1		
	有機化学		2		
	統計学		2		
	数学基礎演習		1		
	栄養情報処理演習Ⅰ		1		
	栄養情報処理演習Ⅱ		1		
	学校・地域安全安心 (防災及び救急処置を含む)		2		
専門分野	社会生活と健康	社会福祉論		2	栄 (必)
		公衆衛生学	2		
		健康管理概論		2	
	人体の構造と機能	解剖生理学	2		栄 (必)
		運動生理学		2	
		生化学	2		
		病理学		2	
	食品と栄養	食品学	2		栄 (必)
		食品機能学		2	
		食品学実験Ⅰ	1		
		食品学実験Ⅱ		1	
		食品衛生学	2		
		食品衛生学実験Ⅰ	1		
		食品衛生学実験Ⅱ		1	
微生物学		2	栄 (必)		
栄養と健康	栄養学Ⅰ	2		栄 (必)	
	栄養学Ⅱ		2		
	栄養学実験		1		
	ライフステージ栄養学	2			
	ライフステージ栄養学実習Ⅰ		1		
	ライフステージ栄養学実習Ⅱ		1		
	臨床栄養学概論	2			
	臨床栄養学各論		2		

科 目		単位数		備 考		
		必修	選択			
専 門 分 野		臨床栄養学実習		1	栄 (必)	
	栄 養 の 指 導		栄養指導論Ⅰ	2		栄 (必) 栄 (必) 栄 (必)
			栄養指導論Ⅱ		2	
			栄養指導論実習		1	
			公衆栄養学	2		
	給 食 の 運 営		調理科学論	2		栄 (必) 栄 (必) 栄 (必) 栄 (必) 栄 (必) 栄 (必) 栄 (必) 栄 (必) 栄 (必)
			調理学実習Ⅰ	1		
			調理学実習Ⅱ		1	
			調理学実習Ⅲ		1	
			給食管理学	2		
			給食管理基礎演習Ⅰ		1	
			給食管理基礎演習Ⅱ		1	
			給食管理実習Ⅰ	1		
			給食管理実習Ⅱ		1	
			給食管理実習Ⅲ (給食運営に係る校外実習)		1	
		栄養士基礎演習		1		
	資 格 支 援 科 目		食文化論		2	
			食生活支援論Ⅰ		1	
			食生活支援論Ⅱ		1	
		特別演習		2		
		テーブルコーディネートⅠ (テーブルマナーを含む)		1		
		テーブルコーディネートⅡ		1		
		フードマネジメント		2		
		フードエンタテイメント演習		1		
		コンピューターサイエンス概論		2		
合 計			28	55		

(注) 栄養士の資格を得ようとする場合は、備考欄に「栄 (必)」とある授業科目を修得すること。

(4) 子ども生活専攻専攻科目

科 目		単位数		備 考
		必修	選択	
保育の本質・目的に関する科目	保 育 原 理	2		
	教 育 原 理	2		
	児 童 家 庭 福 祉 論		2	保育 (必)
	社 会 福 祉 論		2	保育 (必)
	地 域 福 祉 論		2	
	相 談 援 助		1	保育 (必)
	社 会 的 養 護		2	保育 (必)
	保 育 者 論		2	保育 (必)・幼免 (必)
	教 育 ・ 保 育 制 度 論		2	幼免 (必)
保育の対象の理解に関する科目	発 達 心 理 学 I	2		
	発 達 心 理 学 II		1	保育 (必)
	教 育 心 理 学		2	保育 (必)・幼免 (必)
	臨 床 心 理 学		2	
	教 育 ・ 保 育 相 談		2	幼免 (必)
	子 ど も の 保 健 I		2	保育 (必)
	子 ど も の 保 健 II		2	保育 (必)
	子 ど も の 保 健 演 習		1	保育 (必)
	子 ど も の 食 と 栄 養 I		1	保育 (必)
	子 ど も の 食 と 栄 養 II		1	保育 (必)
	家 庭 支 援 論		2	保育 (必)
保育の内容・方法に関する科目	教 育 ・ 保 育 課 程 論		2	保育 (必)・幼免 (必)
	保 育 計 画 論		2	
	保 育 内 容 総 論	1		
	保 育 内 容 (健 康 I)	1		
	保 育 内 容 (健 康 II)		1	
	保 育 内 容 (人 間 関 係 I)	1		
	保 育 内 容 (人 間 関 係 II)		1	
	保 育 内 容 (環 境 I)	1		
	保 育 内 容 (環 境 II)		1	
	保 育 内 容 (言 葉 I)	1		

科 目		単位数		備 考
		必修	選択	
保育の内容・方法に関する科目	保育内容（言葉Ⅱ）		1	幼免（必）
	保育内容（表現Ⅰ）	1		
	保育内容（表現Ⅱ）		1	
	教育・保育方法論		2	
	保育内容の指導法		2	
	保育の実技と演習		1	
	児童文化		1	保育（必）
	乳児保育Ⅰ		1	
	乳児保育Ⅱ		1	
	障害児保育Ⅰ		1	
	障害児保育Ⅱ		1	
	社会的養護内容		1	
	保育相談支援		1	
保育の表現技術	音楽Ⅰ		1	保育（必）・幼免（必）
	音楽Ⅱ		1	
	ピアノⅠ	1		
	ピアノⅡ	1		
	ピアノⅢ		1	
	ピアノⅣ		1	
	造形Ⅰ	1		
	造形Ⅱ	1		
	造形Ⅲ		1	
	体育Ⅰ		1	
	体育Ⅱ		1	
保育実習	保育実習Ⅰ		4	保育（必）
	保育実習指導Ⅰ		2	保育（必）
	保育実習Ⅱ		2	保育（必）
	保育実習指導Ⅱ		1	保育（必）
教育実習	教育実習（事前事後指導を含む）		5	幼免（必）
教職実践演習・総合演習	保育・教職実践演習（幼稚園）		2	保育（必）・幼免（必）

合	計	16	73
---	---	----	----

(注) 保育士の資格を得ようとする場合は、備考欄の「保育（必）」とある授業科目の全部を履修し、当該科目の単位数を含め、保育の本質・目的に関する科目、保育の対象の理解に関する科目、保育の内容・方法に関する科目及び保育の表現技術の科目群から、70単位以上修得すること。

別表Ⅱ 入学検定料、入学金、授業料及びその他の学生納付金

区 分		生活文化学科	
		食物栄養学専攻	子ども生活専攻
入学検定料	大学入試センター試験利用以外	30,000円	30,000円
	大学入試センター試験利用 ※1	14,000円	14,000円
	大学入試センター試験利用 ※2	24,000円	24,000円
入学金		250,000円	250,000円
授業料（年額）		590,000円	590,000円
施設設備資金（年額）		165,000円	165,000円
教育充実費（年額）		160,000円	160,000円
実験・実習料（年額）		60,000円	——

※1 大学入試センター試験利用：一つの専攻に出願の場合

※2 大学入試センター試験利用：二つの専攻に出願の場合

別表Ⅲ 科目等履修生、委託生の入学検定料、入学金、授業料及び研究料

	科目等履修生	委託生
入学検定料	30,000円	——
入学金	——	——
授業料 (1単位相当につき)	講義科目 13,000円 演習科目 15,000円 実験・実習・実技科目 20,000円	——
研究料（月額）	——	10,000円